

# 田上新町町会細則

## 1. 会費

会費は、次のとおりとする。

- (1) 1世帯（多世帯同居の場合も1世帯とする）又は1団体あたり月額1,000円とする。  
但し、当該年度の4月1日現在で、70歳以上の1人世帯及び2人以上世帯については、全員が70歳以上の場合、会費を減免することができる。（自己申請を原則とする。）

1人世帯	70歳以上	月額500円
2人世帯 以上	2人共に70歳以上	月額700円
	1人が70歳以上	月額1,000円

- (2) アパート等は、1棟につき月額2,000円とする。但し、アパート等の管理者との協議により個別に定めることもできる。
- (3) 会費は班長が徴収し、まとめて毎月定められた日までに財務部へ納入するものとする。ただし、年額を一括して支払うことも可能とする。
- (4) 年度途中の新入会員は会員となった月の翌月より徴収する。また、年度途中の退会会員は退会する月まで徴収する。

## 2. 田上新町基金規定

別紙のとおり定める。

## 3. 田上新町会館規定

別紙のとおり定める。

## 4. 部会

会則第3条第2項に定める部会は次のとおりとするが、役員会において協議のうえ、名称等を変更できるものとする。

- (1) 総務部
- (2) 財務・福利厚生部
- (3) 広報部
- (4) 美化推進部
- (5) 環境改善部（ABブロック担当）
- (6) 環境改善部（CDブロック担当）
- (7) スポーツ文化部
- (8) 企画イベント部

## 5. 役員

会則第10条第1項及び11条第2項の役員を選出及び補充は、次のとおりとする。

(1) 会長 A・B及びC・Dブロックでの輪番制とし、1名を選出する。

ブロック	A・Bブロック	C・Dブロック
班	1～12班	13～24班
会長	1名(2年毎ブロックでの輪番制)	

(2) 副会長 各ブロック班内での輪番制とし、各ブロックより2名を選出する。但し、同ブロック内での2名同時交替は避けるものとする。

ブロック	Aブロック	Bブロック	Cブロック	Dブロック
班	1～7班	8～12班	13～17班	18～24班
副会長	2名	2名	2名	2名

## 6. 慶弔費

慶弔の対象は次のとおりとする。その他の慶弔・お見舞等は、その都度、役員会において協議のうえ、決定するものとする。

(1) 会員の死亡 10,000円

(同居の家族のみならず遠隔地居住・施設入居なども対象とする場合がある)

(2) 敬老祝い 5,000円相当金券

(敬老祝い金の対象年齢は、敬老の日現在の数え年年齢が、喜寿・米寿・白寿の方)

(3) 出生祝い 10,000円相当金券

(田上新町町会の会員のお子様)

(4) 二十歳祝い 5,000円相当金券

(田上新町町会の会員の本人・ご家族)

(5) 新入学祝い 5,000円相当金券

(新入学祝いの対象は、新たに小学校・中学校に入学の方)

## 7. 手当

会則第9条第1項の役員の手当はつぎのとおりとする。年度途中で、退任または新任となった場合は、役員会で協議のうえ、減額分を決定するものとする。

(1) 会長 50,000円(年額)

(2) 副会長 20,000円(年額)

(3) 監事 5,000円(年額)

## 8. 附則

(1) この細則は、平成24年4月15日から施行する。

(2) 旧田上新町町会細則は、廃止する。

(改正)

(3) 平成30年4月8日改正

(4) 令和4年4月10日改正

(4) 令和5年4月23日改正